

業務委託契約書(案)

収入
印紙

- 1 業務名 令和9年度 犀川安曇野流域下水道
安曇野終末処理場他包括運転管理等業務
- 2 業務箇所 犀川安曇野流域下水道 安曇野市豊科田沢 安曇野終末処理場 他
別紙1-1のとおり。主要設備は別紙1-2のとおり。
ただし、別紙1-3に示す設備は業務対象外とする。
- 3 履行期間 令和 9年 4月 1日 から
令和 19年 3月 31日 まで
- 4 業務委託料 円
業務委託の業務区分は別紙2、業務委託料の内訳は別紙3のとおり。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

- 5 契約保証金 別添の契約約款記載のとおり。

上記の委託業務について、委託者 長野県犀川安曇野流域下水道事務所長 玉川 博之と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づき本契約書に従って公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(A) 本契約成立の証として、本契約書〇通を作成し、委託者及び受託者はそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 年 月 日

委託者

長野県安曇野市豊科田沢 6709

長野県犀川安曇野流域下水道事務所長

玉川 博之 印

受託者

代表者

構成員

印

印

目 次

第1条	(総 則)	1
第2条	(業務の処理方法等)	1
第3条	(統括管理責任者)	1
第4条	(処理場・場外施設統括責任者)	1
第5条	(管路施設統括責任者)	2
第6条	(統括管理責任者等に対する措置請求)	2
第7条	(電気主任技術者の選任等)	2
第8条	(履行期間及び業務準備期間)	2
第9条	(契約保証金)	2
第10条	(優先関係)	3
第11条	(権利義務の譲渡、承継)	3
第12条	(第三者の権利の使用)	3
第13条	(業務の再委託)	3
第14条	(監督員)	3
第15条	(運転管理業務計画書等)	3
第16条	(許認可の取得等)	3
第17条	(流入下水及び放流水等に関する条件)	4
第18条	(性能基準及び管理基準の未達時における対応)	4
第19条	(運転管理業務計画書等の不履行時における対応)	4
第20条	(緊急事態時の取扱い)	4
第21条	(業務の引継ぎ)	4
第22条	(設備の引渡し)	5
第23条	(業務完了報告及び検査)	5
第24条	(修繕)	5
第25条	(関連業務の調整)	5
第26条	(貸与品)	5
第27条	(経費等の負担区分)	6
第28条	(改善提案)	6
第29条	(改善提案に基づく契約書等の変更)	6
第30条	(契約変更に伴う措置及び損害)	6
第31条	(委託料の支払)	7
第32条	(著しく賃金又は物価が変動した場合等)	7
第33条	(債務負担行為に係る契約の特例)	7
第34条	(危険負担)	8
第35条	(責任範囲)	8
第36条	(損害賠償)	8
第37条	(環境問題)	8
第38条	(委託者の契約解除権)	8
第39条	(談合その他不正行為による契約の解除)	9
第40条	(再委託契約に関する契約の解除)	9
第41条	(歳出予算に計上されない場合の契約の解除)	9
第42条	(受託者の契約解除権)	9
第43条	(契約解除時の責務)	9
第44条	(債務不履行の損害賠償)	9
第45条	(賠償の予約)	10
第46条	(保険等への加入)	10
第47条	(契約不適合責任)	10
第48条	(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)	10

第 49 条	(秘密保持)	10
第 50 条	(疑義の解決)	11

(総 則)

- 第1条 委託者及び受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、この契約の履行に当たり、日本国の法令等を遵守しなければならない。遵守すべき日本国の法令等は別紙4に示す。
 - 3 この契約は日本国の法令等に従って解釈されるものとする。
 - 4 この契約に定める請求、催告、通知、指示、報告、届出、承諾、回答及び解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手に交付するものとする。
 - 6 委託者及び受託者は、この契約に定める協議を行うときは、協議の内容を書面に記録するものとする。
 - 7 この契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる計量単位は、委託者が承諾した場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 10 この契約書に基づく期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
 - 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
 - 13 委託者及び受託者は、この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(業務の処理方法等)

- 第2条 受託者は、契約書、要求水準書、特記仕様書、受託者が提出した令和○年○月○日付業務提案書（以下「業務提案書」という。）、その他委託者が公表した書類及び質問回答書（以下「契約書等」という。）に基づき委託業務を実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の契約書等に定めのない事項については委託者と協議し委託業務を実施しなければならない。
 - 3 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の実施状況について委託者に報告しなければならない。
 - 4 受託者は、業務を履行するに当たり生じた廃棄物を適正に処理しなければならない。ただし、委託者が処理するものを除く。
 - 5 受託者は、省エネルギーの運転に努めるとともに、エネルギーの使用量を把握し、委託者に報告しなければならない。

(統括管理責任者)

- 第3条 受託者は、業務を開始するときは、統括管理責任者を定め、委託者の承認を得なければならない。また、変更するときも同様とする。
- 2 統括管理責任者は、この契約の履行に関し、現場に常駐し運営及び取締りを行うほか、委託料の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 統括管理責任者は、別紙17に示す要件を満たすこと。
 - 4 統括管理責任者は、各総括責任者を兼ねることはできない。
 - 5 統括管理責任者は、他の契約に基づく業務を行うことはできない。

(処理場・場外施設統括責任者)

- 第4条 受託者は、業務を開始するときは、処理場・場外施設統括責任者を定め、委託者の承認を得なければ

第9条 契約保証金は、 円とし、財務規則第143条第3号の規定によりその納付は免除する。ただし、受託者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(優先関係)

第10条 本契約書、要求水準書、特定維持管理業務の特記仕様書、入札説明書等及び業務提案書の間、又は、本契約書等及び契約書に基づく業務の書類間で齟齬が生じた場合は、この順に優先する。ただし、業務提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて業務提案書が要求水準書に優先する。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(第三者の権利の使用)

第12条 受託者は、業務の履行に際し、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務の再委託)

第13条 受託者は、別紙1に示す施設の運転操作監視業務及び保守点検業務のうち日常点検を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項に定める以外の業務の一部について第三者に委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。この場合、業務に必要な資格者証等の写しを添付しなければならない。

(監督員)

第14条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。また、変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち、委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行に関する受託者又は受託者の統括管理責任者に対する指示、承諾及び協議
- (2) 契約書等に基づく業務の遂行のため受託者が作成した資料及び報告書等の承諾
- (3) 契約書等に基づく工程の管理、立会い及び業務の実施状況の検査

(運転管理業務計画書等)

第15条 受託者は、契約締結後10日以内に、その費用により、入札時の業務提案書並びに本契約等に記載された内容及び条件を満たす別紙5に定める運転管理業務計画書等を作成し、委託者に提出するものとする。

2 受託者は、運転管理業務計画書等に基づき本件業務を実施するものとする。委託者が、運転管理業務計画書等に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めるものとする。その結果、委託者が、運転管理業務計画書等に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正(運転管理業務計画書等の変更を含む)を求めることができる。

3 受託者が、運転管理業務計画書等の変更を希望する場合、受託者は、変更の14日前までに変更理由及び変更内容を委託者に提出するものとする。

(許認可の取得等)

第16条 受託者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

2 受託者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。

(流入下水及び放流水等に関する条件)

- 第 17 条 処理場等に流入すると想定される下水の水量及び水質（以下「流入基準」という。）は、別紙 6 のとおりとする。なお、流入基準の判定方法は別紙 7 のとおりとする。
- 2 受託者は、当該施設に流入する下水（以下「流入下水」という。）が流入基準の範囲内である場合において、処理場等の現況の施設を使用して達成すべき性能その他の要件として、別紙 8「1 性能基準」に掲げる基準値（以下「性能基準」という。）を満たさなければならない。ただし、第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、同項の規定により運転管理が委託者の指示のもとにおかれているときはこの限りでない。
- 3 受託者は、流入下水が流入基準の範囲内にある場合には、運転管理上の目標数値として別紙 8「2 管理基準」に掲げる基準値（以下「管理基準」という。）を満たすように運転管理を行わなければならない。
- 4 性能基準及び管理基準の判定方法は別紙 9 のとおりとする。

(性能基準及び管理基準の未達時における対応)

- 第 18 条 流入下水が流入基準の範囲内であるにもかかわらず、別紙 9 に定める方法により求めた値が性能基準を満たすことができない場合（以下「性能未達」という。）又は管理基準を満たすことができない場合（以下「管理基準未達」という。）の対応は、別紙 10 による。ただし、委託者がやむを得ないと認めた場合はその限りでない。
- 2 委託者は、性能未達が発生したときは、違約金の支払いを受託者に請求することができる。
- 3 前項の違約金の額は、別紙 11 により算定した額とする。

(運転管理業務計画書等の不履行時における対応)

- 第 19 条 運転管理業務計画書等に記載されているにもかかわらず、履行されない項目がある場合、委託者は違約金の支払いを受託者に請求することができる。ただし、委託者がやむを得ないと認めた場合はその限りでない。
- 2 前項の違約金の額は、別紙 12 により算定した額とする。

(緊急事態時の取扱い)

- 第 20 条 処理場等の運転管理は、次のいずれかに該当する場合（以下「緊急事態」という。）は、一時的に委託者の指示のもとにおくことができる。
- (1) 流入基準を逸脱する流入下水又は下水処理機能に影響を与える毒物等の流入があった場合
 - (2) 大雨、地震、事故等の不可抗力により下水道施設に損傷が生じた場合
 - (3) その他特別の事情により委託者が必要と判断した場合
- 2 緊急事態により発生した次のような場合の損害は、委託者が負担するものとする。ただし、受託者の責に帰すべき理由により生じた損害は、受託者の負担とする。
- (1) 流入基準を逸脱した流入水又は下水処理機能に影響を与える毒物等の流入が原因で、受託者の対応に故意又は過失がないにもかかわらず、活性汚泥の死滅等が発生し、下水を処理することが不可能になった場合において、その処理機能回復のための費用等
 - (2) 大雨、地震、事故等が原因で、受託者の対応に故意又は過失がないにもかかわらず、下水道施設が損傷した場合において、下水道施設修復のための費用等
- 3 受託者は、業務の履行に当たり、災害、故障、事故及び異常流入が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

(業務の引継ぎ)

- 第 21 条 受託者は、業務準備期間において、この契約に相当する業務（以下「本業務」という。）を第 8 条に規定する業務期間（以下「業務期間」という。）の前に実施していた者（以下「前受託者」という。）から業務の履行に支障が生じないよう受託業務の引継ぎを受けなければならない。
- 2 受託者は、本業務を業務期間の後に実施する者（以下「後受託者」という。）に対し、委託者が後受託者と委託契約を締結した日からこの契約の業務期間終了の日まで、本業務を昼夜間共に支障なく遂行し得るよう引継ぎを行わなければならない。これに要する費用は、後受託者の負担とし、引継期間内に発生し

た障害等については、原則として受託者の責とする。ただし、引継ぎに当たり後受託者が不誠実な行為を行った場合はこの限りではない。

- 3 前2項の期間は委託者、受託者及び前受託者又は後受託者協議の上延長することができる。ただし、延長したことにより引継期間が業務期間終了の日以降に及んだとき、業務期間終了の日以降に発生した障害等については原則として後受託者の責とする。

(設備の引渡し)

第 22 条 受託者は、業務対象の設備について、業務開始日と同等以上の機能を有する状態にして後受託者に引渡しを行わなければならない。ただし、劣化が経年によるものと認められる設備及び委託者が認めた設備を除く。

- 2 受託者は、業務期間内に委託者から引渡しを受けた設備について、引渡しの時と同等以上の機能を有する状態にして後受託者に引渡しを行わなければならない。ただし、劣化が経年によるものと認められる設備及び委託者が認めた設備を除く。
- 3 前2項の引渡しに当たって受託者は、業務対象の設備について、機能を確認した報告書を作成して提出すること。

(業務完了報告及び検査)

第 23 条 受託者は、毎月、対象月の翌月の平日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県規則第 5 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日をいう。）5 日目までに対象月の業務の内容について記載した業務完了報告書等（別紙 13）を委託者に提出しなければならない。また、年度業務完了時には年間業務報告書（別紙 13）を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が別に認めた場合は除く。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10 日以内に受託者の立会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受ける。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに是正して提出しなければならない。
- 4 委託者は、前項の是正された報告書の提出があったときは、第 2 項と同様とする。
- 5 第 2 項及び前項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

(修繕)

第 24 条 受託者は、施設及び設備を保全又は維持するために必要と認めるときは、別紙 2 の範囲において修繕を行わなければならない。

- 2 修繕を行おうとするときは、あらかじめ委託者と協議しなければならない。
- 3 修繕を行うに当たり、第三者に発注する場合は、見積合わせまたは競争入札によらなければならない。ただし、発注しようとする額が 400 万円未満の場合または委託しようとする内容が競争入札に適さない性質である場合は、この限りでない。
- 4 修繕等業務の内容について、毎年度業務開始前に、要求水準書別表-13「1 計画修繕業務」に示す業務を含む年間修繕計画及び3か年修繕計画を立案のうえ提出し、毎年度当初に委託者と協議し承認を得なければならない。

(関連業務の調整)

第 25 条 委託者は、受託者の履行する業務及び委託者等の発注に係る第三者の施工する他の工事、修繕、委託、調査等（以下「工事等」という。）が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工について、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

(貸与品)

第 26 条 委託者は、業務の実施に必要な備品、鍵、完成図書及び特殊工具を受託者に無償で貸与するものとする。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、委託者に借用書及び台帳を

提出しなければならない。

- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、業務が完了したときは、貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合、委託者は受託者の立会いの上で貸与品の検査を行うものとする。
- 5 受託者は、その責に帰すべき事由により、貸与品等が滅失又はき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、又は、修理その他原状回復に必要な費用を委託者に支払わなければならない。

(経費等の負担区分)

第 27 条 受託者の業務の履行に必要な経費等（直接経費に含まれる消耗品等を含む。）は、受託者が負担するものとする。ただし、受託者が使用する処理場内の事務室及び運転管理に係る光熱水費等は、委託者の負担とする。

- 2 受託者は、事務室の使用に当たり、光熱水費の節約に努めなければならない。
- 3 受託者が業務を履行するに当たり購入した物品は、委託者の承諾を得ずにこの契約以外の業務に使用し、又は売却及び譲渡等をしてはならない。

(改善提案)

第 28 条 受託者は、本業務について、業務の水準を要求水準から低下させることなく、要求水準書等に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

- 2 前項の受託者が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。
- 3 受託者が、第 1 項に基づく提案を行う場合には、任意の様式により改善提案書を作成し提出することとする。
- 4 委託者は、提出された改善提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出について受託者に求めることができる。
- 5 委託者は、受託者から改善提案書を受領した後に、提案を受けた業務手法について必要に応じて受託者からヒアリングを実施することができる。
- 6 委託者は、前各項により提案された業務手法について検討した結果、当該業務をより効果的かつ効率的に実施できる可能性があるかと判断した場合、実施を可能とする。
- 7 委託者は、前項に基づく効果測定の結果、当該変更を行うか否かを、受託者に通知しなければならない。
- 8 委託者は、当該提案内容が当該業務をより効果的かつ効率的に実施できる可能性があるかと判断した場合は、他の業務においても積極的に活用を図るものとする。その場合、排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
- 9 採用された改善提案について、公表する場合は、事前に受託者の同意を得るものとする。公表内容については、受託者との協議により適宜決めるものとする。

(改善提案に基づく契約書等の変更)

第 29 条 委託者は、自ら若しくは前条による受託者の改善提案により、必要と認める場合は、受託者に対して契約書等の変更の検討を指示することができるものとし、受託者は、当該指示の受理後 14 日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を委託者に報告するものとする。

- 2 委託者は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて契約内容を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、受託者に通知しなければならない。
- 3 変更後の当該要求水準は、委託者が受託者に通知し、受託者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。
- 4 法令等の変更により、契約内容を変更する必要があるときは、第 35 条の定めに従うものとする。

(契約変更に伴う措置及び損害)

第 30 条 前条第 2 項により契約書等を変更したときは、当該変更により、受託者に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときは委託者が負担し、受託者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。

- 2 前項において、委託者の負担する額又は受託者の委託料の減額については、委託者、受託者双方が協議

令和10年度 金〔 〕円
 令和11年度 金〔 〕円
 令和12年度 金〔 〕円
 令和13年度 金〔 〕円
 令和14年度 金〔 〕円
 令和15年度 金〔 〕円
 令和16年度 金〔 〕円
 令和17年度 金〔 〕円
 令和18年度 金〔 〕円

2 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。この場合委託者は、受託者に事前に通知しなければならない。

(危険負担)

第34条 受託者の業務の履行に関し発生した損害のために生じた経費は、受託者の負担とする。ただし、委託者の責に帰すべき事由による場合はその限りでない。

(責任範囲)

第35条 受託者及び委託者の責任範囲については別紙15に従うものとする。

(損害賠償)

第36条 受託者が業務を履行するに当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。ただし、不可抗力により第三者に損害を及ぼした場合で、委託者が必要と認める時は、委託者及び受託者協議の上負担額を定めるものとする。

(環境問題)

第37条 受託者の業務の履行に関し発生した周辺水域の水質悪化、騒音、振動、悪臭等の環境問題及びそれらに起因する苦情、反対運動、訴訟等は受託者がその対応を行い、対応のために生じた経費は受託者の負担とする。ただし、委託者の責に帰すべき事由による場合はその限りでない。

(委託者の契約解除権)

第38条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第23条第1項に規定する期限までに業務完了報告書を提出しないとき。
- (2) 受託者が、この契約の全部若しくは一部を履行しなかったとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 受託者が、正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) 受託者が、契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者を言う。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれ

れかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(6) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときはこの限りでない。

（談合その他不正行為による契約の解除）

第 39 条 委託者は、受託者（受託者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約の解除）

第 40 条 委託者は、第 13 条第 2 項の規定により受託者から再委託を受けた者（再委託以降のすべての業務実施者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（歳出予算に計上されない場合の契約の解除）

第 41 条 委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその賠償を請求することができる。

（受託者の契約解除権）

第 42 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 委託者が第 29 条第 2 項の規定により業務の内容を変更し、委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

（契約解除時の責務）

第 43 条 受託者は、第 38 条、第 39 条、第 40 条及び前条の規定により、この契約の全部が解除された場合は、解除の日までに実施した業務内容（既に第 23 条第 2 項及び第 4 項の規定による検査を受けている部分を除く。）について記載した業務完了報告書を、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による報告書の提出があったときは、遅滞なく検査を行い、業務量に相当すると認める金額を支払うものとする。

3 委託者は、第 38 条の規定により契約の一部を解除するときは、業務委託料から不履行となる業務に相当する金額を除いた額を算定し、受託者に対し新たな業務委託料として通知する。

（債務不履行の損害賠償）

第 44 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 18 条第 2 項及び第 19 条第 1 項に規定する違約金を委託者の請求があった日から 30 日以内に支払わないとき又は第 23 条第 1 項に規定する期限までに業務完了報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から支払いを完了した日又は業務完了報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）で告示された率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条

- 第1項の規定による率」という。) を乗じて計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。
- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第31条第3項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
 - 3 受託者は、第22条及び第45条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
 - 4 受託者は、第38条、第39条及び第40条第2項の規定により契約の全部が解除されたときは、第9条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
 - 5 受託者は、第38条の規定により契約の一部が解除されたときは、解除部分に係る契約金額の100分の10に相当する額として委託者が算定した額を、違約金として委託者に支払わなければならない。なお、算定した額に1,000円未満の額が生じたときは、これを切り上げる。
 - 6 委託者は、前2項の場合において、第9条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
 - 7 受託者は、第1項、第4項又は第5項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

- 第45条 受託者は、第39条の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散されているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であった者又は構成員であった者は、共同連帯して前項の額を委託者に支払わなければならない。
 - 3 前2項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(保険等への加入)

- 第46条 受託者は、別紙16に示す第三者賠償責任保険のほか、労働者災害補償保険、損害賠償責任保険等について、遅滞なく加入しなければならない。
- 2 受託者は、前項により加入した保険等の証明書又は証書の写し等を委託者へ遅滞なく提出しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第47条 受託者は、業務期間終了後1年間に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品契約不適合を修補補修し、又は代品を納入しなければならない。
- 2 受託者が行う修繕業務に係る物品については、引渡し後1年間に当該物品に契約不適合があったときには、委託者の指定する日までに、受託者の負担において契約不適合を補修し、又は代品を納入しなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

- 第48条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密保持)

- 第49条 委託者及び受託者は、以下の場合及びこの契約において別段の定めがある場合を除き、この契約

の内容及びこの契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) この契約の締結時に公知である情報又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずにこの契約の締結後に公知となった情報を開示する場合。
 - (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
 - (3) この契約の締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、この契約に関連して相手方に開示された情報を除く。
 - (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
 - (5) 委託者又は受託者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
 - (6) 相手方が承諾した場合。
 - (7) この契約が第 38 条により解除された場合において、解除後にこの契約に関する業務を承継する者に対して事業実施計画を開示する場合。
- 2 前項の義務はこの契約の終了後も存続するものとする。

（疑義の解決）

第 50 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

別紙 1-1 (2 業務箇所)

終末処理場 ①

項 目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度	
所在地	安曇野市豊科田沢 6709										
敷地面積	82,300 m ²										
計画地盤高	537 m										
下水排除方式	分流式										
放流先	一級河川 犀川										
処理方式（水処理）	標準活性汚泥法										
処理方式（汚泥処理）	濃縮＋消化＋脱水										
水処理系列	5 系列										
水処理運用可能系列	5 系列										
水処理施設 経過年数	1 系列	30 年	31 年	32 年	33 年	34 年	35 年	36 年	37 年	38 年	39 年
	2 系列	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	32 年	33 年	34 年	35 年	36 年
	3 系列	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	32 年	33 年	34 年
	4 系列	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
	5 系列	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年

終末処理場 ②

項 目		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度
処理水量能力 (日最大)	m ³ /日	42,000									
主ポンプ設備能力 (時間最大)	m ³ /時	2,640									
流入下水量 (年間)	m ³	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
流入下水 の水質	SS mg/L	250									
	BOD mg/L	250									
処理水量 (揚水量) (年間)	m ³	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
放流量 (年間)	m ³	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
沈砂・し渣 発生量	沈渣										
	し渣	12.1 kg / 流入水 1000 m ³									
汚泥発生率		0.09 t-ds / 1000 m ³									
焼却灰発生量		(非該当)									

(注) 令和9～18年度の流入下水量以下9項目については、見込み量である。

終末処理場 ③

項 目		全体計画
敷地面積		82,300 m ²
計画地盤高		537 m
下水排除方式		分流式
放流先		一級河川 犀川
処理方式（水処理）		標準活性汚泥法
処理方式（汚泥処理）		濃縮＋消化＋脱水＋焼却＋有効利用
水処理系列		5 系列
処理水量能力（日最大）		42,000 m ³ /日
主ポンプ設備能力（時間最大）		2,640 m ³ /時
流入下水量（年間）		42,000 m ³ /日（日平均）
流入下水の 水質	SS	226 mg/L
	BOD	281 mg/L

穂高中継ポンプ場

項 目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度
所在地	安曇野市豊科南穂高 5317-1									
敷地面積	960 m ²									
下水排除方式	分流式									
圧送先	穂高第一幹線									
経過年数 年	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
ポンプ設備能力 (時間最大) m ³ /分	1,620									
流入下水量	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx

(注) 令和9～18年度の流入下水量の数値については、すべて見込量である。

有明中継ポンプ場

項 目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度
所在地	安曇野市穂高有明 4877-6									
敷地面積	670 m ²									
下水排除方式	分流式									
圧送先	穂高第一幹線									
経過年数 年	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
ポンプ設備能力 (時間最大) m ³ /時	456									
流入下水量 m ³ /分	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx	x.xx

(注) 令和9～18年度の流入下水量の数値については、すべて見込量である。

マンホールポンプ場

名 称	所 在 地	付 帯 設 備
豊-14 マンホールポンプ場	安曇野市豊科南穂高 5005-5	非常用予備発電機有り 脱臭装置有り
穂-6、穂-6-2 マンホール ポンプ場	安曇野市穂高 876-3	非常用予備発電機有り 脱臭装置有り (穂-6)
穂-5 マンホールポンプ場	安曇野市穂高 1708-3	非常用予備発電機有り
穂-4 マンホールポンプ場	安曇野市穂高 2954-4	非常用予備発電機有り
穂-2 マンホールポンプ場	安曇野市穂高 4308-2 地先	非常用予備発電機有り
穂-2-2-1 マンホールポンプ場	安曇野市穂高北穂高 1284-2 地先	非常用予備発電機有り
穂-2-2-2 マンホールポンプ場	安曇野市穂高等々力 2-5 地先	非常用予備発電機有り
豊-9 マンホールポンプ場	安曇野市豊科田沢 4790-9 地先	非常用予備発電機有り 硫化水素抑制施設有り

流量計測所

名 称	所 在 地	特 記 事 項
堀金・豊科流量計測所	安曇野市豊科南穂高 1121-7	
田沢流量計測所	安曇野市豊科田沢 6709	終末処理場内
堀金2 流量計測所	安曇野市堀金烏川 4299-5	
三郷1 流量計測所	安曇野市三郷明盛 5055-1	
三郷2 流量計測所	安曇野市豊科 486-24	
梓川流量計測所	松本市梓川倭 3101	

水位観測孔

名 称	所 在 地	特 記 事 項
地下水観測孔 No. 1	安曇野市豊科南穂高 1496-2 先	
地下水観測孔 No. 2	安曇野市豊科田沢 6676-1 先	
地下水観測孔 No. 3	安曇野市豊科田沢 6651 先	
地下水観測孔 No. 4	安曇野市豊科田沢 6452 先	

流域下水道幹線

名 称	延長 (km)
豊科梓川幹線	14.980
穂高第1幹線	12.470
穂高第2幹線	3.400
穂高第3幹線	2.810
三郷第1幹線	6.060
三郷第2幹線	1.380
堀金幹線	7.640
田沢幹線	2.470
合計	51.210

(注) マンホール、マンホール蓋を含む。

別紙 1-2、1-3 (2 業務箇所)

「契約書別紙 1-2、1-3 (主要設備および対象外設備) .pdf」のとおり。

別紙2 (4 業務委託料) 業務委託の業務区分

1 固定的経費相当業務

業務区分	個別業務内訳	
ア 運転管理業務	処理場運転管理業務	場外施設保守点検業務
	(ア) 保守点検業務 (イ) 運転操作監視業務 (ウ) 水質試験業務 (エ) 事務業務 (オ) その他の業務	(ア) 保守点検業務 (イ) その他の業務
イ 特定維持管理業務 (特記仕様書に基づく業務)	(ア) 消防用設備等点検業務 (イ) 冷温水発生機点検業務 (ウ) エレベーター・自動ドア点検業務 (エ) 場内外整備(芝刈・除草)業務 (オ) 場内外整備(花壇管理・植栽管理等)業務 (カ) 高低木剪定・伐採業務 (キ) 清掃業務 (ク) クリプトスポリジウム濃度測定業務 (ケ) 臭気測定業務 (コ) 脱臭設備活性炭交換業務 (サ) マンホールポンプ等点検業務 (シ) 空気呼吸器点検業務 (ス) 有害ガス検知器点検業務 (セ) 脱硫剤交換業務 (ソ) 空気弁点検整備業務 (タ) フォークリフト点検業務 (チ) 流量計点検業務 (ツ) 電話交換設備点検業務 (テ) 水質試験設備等点検業務 (ト) 消化ガス発電設備保守点検業務 (ナ) ポリ鉄貯留タンク浚渫業務 (ニ) 観測孔水位点検業務 (ヌ) 生濃縮汚泥配管分解洗浄業務 (ネ) 汚泥貯留槽 MAP 除去業務 (ノ) 電気保安管理業務 (ハ) 管路施設テレビカメラ調査業務 (ヒ) 管路施設巡視点検業務 (フ) 管路施設清掃業務 (ヘ) 場内除雪業務	
ウ ストックマネジメント 計画策定支援業務	(ア) 犀川安曇野流域下水道再構築基本設計(ストックマネジメント全体計画)業務 (イ) 犀川安曇野流域下水道再構築基本設計(ストックマネジメント実施計画)業務	

2 変動的経費相当業務

業務区分	個別業務内訳
ア 運転管理業務 (変動費 A 相当)	滅菌用次亜塩素酸ナトリウム、脱水及び浮上濃縮用高分子凝集剤、浮上濃縮用起泡助剤、ポリ硫酸第二鉄、鉄含有硝酸塩
イ 運転管理業務 (変動費 X 相当)	電力の調達管理

ウ 運転管理業務 (変動費 B相当)	消化ガス発電設備保守点検業務 (稼働率従量料金)
エ 特定維持管理業務 (変動費 C相当)	場内除雪業務

3 修繕等業務

業務区分	個別業務内訳
修繕等業務	1 計画修繕業務 一定の周期で実施する「定期修繕」及び周期を定めず必要に応じて実施する「不定期修繕」からなるもの 2 臨時修繕業務 突発的な設備等の故障、不良、破損などが生じた場合に実施するもの

別紙3 (4 業務委託料) 業務委託料の内訳

契 約	合 計	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度
固定費業務											
変動費A業務											
変動費X業務											
変動費B業務											
変動費C業務											
修繕等業務											
業 務 価 格											
消費税等相当額											
契 約 額											

※変動費A, X, B, Cの業務は、別紙2の「2 変動的経費相当業務」ア～エのとおり。

※修繕等業務は、業務実施の上限額（支払限度額）である。

- ・ 変更にあたっては、業務委託料から修繕等業務料を除いた業務料について、下記「修繕等業務費を除く変更請負額算出方法」により算出し、修繕等業務費を加算し、変更請負額とする。

修繕等業務費を除く変更請負額算出方法

$$\begin{array}{c} \text{(変更請負額)} \\ \text{税抜} \end{array} = \begin{array}{c} \text{(変更設計額)} \\ \text{税抜} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(変更前請負額)} \\ \text{税込} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{(変更前設計額)} \\ \text{税込} \end{array} \quad (1,000 \text{ 円未満切り捨て})$$

	変更前設計額		変更前契約額 (経費内訳額)		変更設計額		変更請負額	
	〇〇	a ₁	〇〇	b ₁	〇〇	a' ₁	〇〇	b' ₁
固定費業務	〇〇	a ₁	〇〇	b ₁	〇〇	a' ₁	〇〇	b' ₁
変動費A業務	〇〇	a ₂	〇〇	b ₂	〇〇	a' ₂	〇〇	b' ₂
変動費X業務	〇〇	a _x	〇〇	b _x	〇〇	a' _x	〇〇	b' _x
変動費B業務	〇〇	a ₃	〇〇	b ₃	〇〇	a' ₃	〇〇	b' ₃
変動費C業務	〇〇	a ₄	〇〇	b ₄	〇〇	a' ₄	〇〇	b' ₄
修繕等業務	〇〇	α	〇〇	α	〇〇	β	〇〇	β
当初契約額 = b ₁ + b ₂ + b _x + b ₃ + b ₄ + α 変更請負額 = b' ₁ + b' ₂ + b' _x + b' ₃ + b' ₄ + β b' ₁ = a' ₁ × b ₁ / a ₁ b' ₂ = a' ₂ × b ₂ / a ₂ b' ₃ = a' ₃ × b ₃ / a ₃ b' ₄ = a' ₄ × b ₄ / a ₄ b' _x は別紙 19 による								

別紙4 (遵守すべき関係法令等 第1条関係)

- ①長野県流域下水道条例
- ②下水道法
- ③環境基本法
- ④水質汚濁防止法
- ⑤労働基準法
- ⑥労働安全衛生法
- ⑦職業安定法
- ⑧労働者災害補償保険法
- ⑨廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ⑩大気汚染防止法
- ⑪騒音規制法
- ⑫振動規制法
- ⑬悪臭防止法
- ⑭建築基準法
- ⑮電気事業法
- ⑯高圧ガス保安法
- ⑰ガス事業法
- ⑱地球温暖化防止対策の推進に関する法律
- ⑲エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ⑳その他関連法令等

別紙5（運転管理業務計画書等 第15条関係）

提出する書類

- 1 統括管理責任者承認願
- 2 組織表及び職務分担表
- 3 就業形態
- 4 各総括責任者承認願
- 5 業務主任者等選任報告書
- 6 業務従事者届出書
- 7 運転管理業務計画書
 - (1) 業務概要及び業務内容
 - (2) 年間業務工程表及び労務計画表
 - (3) 安全管理対策（労働災害防止）及び安全管理組織表
 - (4) 保安教育の内容及び保安教育実施予定表
 - (5) 入札時の業務提案に関する書類
 - (6) その他必要事項
- 8 緊急時体制表
BCP 計画を含めること

別紙6（流入下水及び放流水等に関する条件 第17条関係）

流入基準

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、下表のとおりとする。ただし、工事等で使用できる施設が制限される場合は委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

表：流入基準（流入下水の水量）

項 目	範 囲
流入下水の水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ） 日最大	36,400
流入下水の水量（ $\text{m}^3/\text{時間}$ ） 時間最大	2,300

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

表：流入基準（流入下水の水質）

項 目	範 囲
生物化学的酸素要求量（BOD）	500 mg/L 以下
浮遊物質（SS）	400 mg/L 以下

別紙 7 (流入下水及び放流水等に関する条件 第 17 条関係)

流入基準の判定方法

1 水量に関する流入基準

(1) 適用する測定器及び指示値

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場のポンプ棟及び穂高中継ポンプ場に設置した電磁流量計とし、中央監視設備帳票データの記録値とする。

ア 流量計仕様

(ア) 安曇野終末処理場ポンプ棟 汚水揚水流量計

a	型式	電磁流量計 変換機 検出器	AM11-DHA1J-000*A/ECG AM407DG-UG1-LSJ-000*A
b	口径		600φ
c	計測流量		0~2,400 m ³ /h
d	製造者		富士電機(株)

(イ) 穂高中継ポンプ場 No.1 汚水揚水流量計

a	型式	電磁流量計 変換器 検出器	AM11-DHA1J-000*A AM340DG-UG1-LSJ-000*A
b	口径		400φ
c	計測流量		0~1,000 m ³ /h
d	製造者		横河電機(株)

(ウ) 穂高中継ポンプ場 No.2 汚水揚水流量計

a	型式	電磁流量計 変換器 検出器	AXFA11G-D1-01/A AXF400G-NNUL1S-BG11-0NA
b	口径		400φ
c	計測流量		0~1,000 m ³ /h
d	製造者		横河電機(株)

(2) 指示値異常時の措置

流量計の故障等により流量が把握できない場合は、次の順位により流量を算定する。

ア 欠測時間が4時間以内の場合

欠測時間前の1時間流量を、欠測発生時刻の流量とする。

イ 欠測時間が4時間を超え1日以内の場合

欠測日前後の1日流量の平均を、欠測発生日の流量とする。

ウ 欠測時間が1日を超え15日以内の場合

欠測発生月の正常な日の1日流量の平均を、欠測発生日の流量とする。

エ 欠測時間が15日を超える場合

委託者及び受託者の協議による。

2 水質に関する流入基準

ポンプ棟において採取した下水の水質とする。

別紙 8（流入下水及び放流水等に関する条件 第 17 条関係）

性能基準及び管理基準

1 性能基準

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場に流入する下水が流入基準の範囲内である場合において、処理場等の現況の施設を使用して達成すべき性能として以下のとおり基準を定める。

(1) 放流水の水質に関する基準値

放流水の水質等の基準値は、下表のとおりとする。

表：性能基準（放流水の水質等の基準値）

項目	範囲
生物化学的酸素要求量 (BOD)	15 mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	20 mg/L 以下

(2) 汚泥脱水に関する基準値

汚泥脱水に関する基準値は、下表のとおりとする。

表：性能基準（汚泥脱水に関する基準値）

項目	範囲
汚泥脱水ケーキ含水率	85%以下

2 管理基準

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場に流入する下水が流入基準の範囲内である場合において、運転管理上の目標数値として以下のとおり基準を定める。

(1) 放流水の水質に関する基準値

放流水の水質等に関する基準値は、下表のとおりとする。

表：管理基準（放流水の水質等に関する基準値）

項目	範囲
生物化学的酸素要求量 (BOD)	8 mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	8 mg/L 以下
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)	5 mg/L 以下
大腸菌数	200 CFU/mL 以下
残留塩素	検出以上、0.1mg/L 以下

(2) 汚泥脱水に関する基準値

汚泥脱水に関する基準値は、下表のとおりとする。

表：管理基準（汚泥脱水に関する基準値）

項目	範囲
汚泥脱水ケーキ含水率	82%以下（日平均）

別紙9（流入下水及び放流水等に関する条件 第17条関係）

性能基準及び管理基準の判定方法

1 水質に関する値

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場放流渠の樋門出口において採取した処理水を、委託者又は受託者が検査した値及び委託者又は受託者が委託する計量証明事業者が検査した値。

なお、一日のうちに複数回の検査を行った場合は、最も大きい値をその日の値とする。ただし、委託者が特別の事情があると認めた場合はその限りでない。

2 汚泥性状に関する値

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場内遠心脱水機による脱水後の脱水汚泥を、委託者又は受託者が検査した値。

なお、一日のうちに複数回の検査を行った場合は、最も大きい値をその日の値とする。ただし、委託者が特別の事情があると認めた場合はその限りでない。

3 その他の項目

委託者又は受託者が委託する計量証明事業者が検査した値。

別紙 10（性能基準及び管理基準の未達時における対応 第 18 条関係）

性能未達又は管理基準未達時における対応

1 性能未達時

- (1) 受託者は、性能基準値を超過するおそれがあると判断した場合は、原因を分析し対応策を報告しなければならない。
- (2) 委託者は、性能基準値を超過したと判定したときは、受託者に対して当該項目の検査を毎日行うことを指示することができる。
- (3) 受託者は前（2）の指示を受けたときは、その指示に従い、検査を行わなければならない。
- (4) 受託者は、性能基準値を超過した項目が当該基準値を満たしたときは、委託者に経過及び対応策の検証を記載した報告書を提出するものとする。

2 管理基準未達時

- (1) 委託者は、流入下水が流入基準の範囲内であるにもかかわらず、別紙 9 に定める管理基準値を満たすことができない場合は、受託者に対して、当該基準値を満たすよう指示することができる。
- (2) 受託者は、前（1）の指示を受けたときは、この指示に従い管理基準値を満たすよう運転管理を行い、原因を分析し対応策を報告するものとする。
- (3) 委託者は、性能基準値を超過するおそれがあると判断した場合は、受託者に対して必要な箇所の当該項目の検査を毎日行うことを指示するものとし、原因究明のために必要な検査を行うことを指示することができる。
- (4) 受託者は、前（3）の指示を受けたときは、その指示に従い、検査を行わなければならない。
- (5) 受託者は、管理基準値を超過した項目が当該基準値を満たしたときは、委託者に経過及び対応策の検証を記載した報告書を提出するものとする。

別紙 11（性能基準及び管理基準の未達時における対応 第 18 条関係）

性能未達時における違約金の算定方法

性能未達の違約金の額は、落札決定額の消費税及び地方消費税を減じた額から税抜修繕業務委託料上限額を控除した額の 10 分の 1 に相当する額を第 6 条に定める履行期間の日数で除した額に性能未達が生じた日数を乗じた額（円未満切り捨て）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額（円未満切り捨て）とする。

なお、性能未達が生じた日数とは、性能未達の状態が発生した日から、性能基準を満たした日の前日までの日数をいう。

$$\begin{aligned} & \left((\text{落札決定額}) \times (100/110) - (\text{税抜修繕業務委託料上限額}) \right) \times (1/10) \times (\text{性能未達が生じた日数} / \text{履行期間の日数}) \\ & = \text{税抜違約金の額 (円未満切り捨て)} \quad (\text{消費税抜き}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & (\text{税抜違約金の額}) \times (110/100) \\ & = \text{違約金の額 (円未満切り捨て)} \quad (\text{消費税込み}) \end{aligned}$$

別紙 12（運転管理業務計画書等の不履行時における対応 第 19 条関係）

運転管理業務計画書等不履行時における違約金の算定方法

運転管理業務計画書等不履行の違約金の額は、別紙 3 の各年度の税抜固定費年度額の合計額を、第 6 条に定める業務期間の日数で除した額に不履行期間の日数を乗じた額（円未満切り捨て）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額（円未満切り捨て）とする。

ここでいう不履行期間の日数とは、委託者が受託者の不履行と判断した日から、是正されたことを委託者が確認した日の前日までの日数をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{各年度の税抜固定費年度額の合計}) \times (\text{不履行期間の日数} / \text{履行期間の日数}) \\ & = \text{税抜違約金の額 (円未満切り捨て)} \quad (\text{消費税抜き}) \\ & (\text{税抜違約金の額}) \times (110 / 100) \\ & = \text{違約金の額 (円未満切り捨て)} \quad (\text{消費税込み}) \end{aligned}$$

ただし、不履行期間の日数が明確でない場合の違約金については、別紙 3 により算定した各年度の税抜固定費年度額の合計額の 5% に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額（円未満切り捨て）とする。

$$\begin{aligned} & (\text{各年度の税抜固定費年度額の合計}) \times (5 / 100) \\ & = \text{税抜違約金の額 (円未満切り捨て)} \quad (\text{消費税抜き}) \\ & (\text{税抜違約金の額}) \times (110 / 100) \\ & = \text{違約金の額 (円未満切り捨て)} \quad (\text{消費税込み}) \end{aligned}$$

別紙 13（業務完了報告及び検査 第 23 条関係）

受託者が提出する業務書類等

- 1 月間業務報告書等
 - (1) 業務完了報告書
 - (2) 業務実施報告書
 - (3) 運転管理状況報告書
 - (4) 管理月報
 - (5) 水質及び汚泥試験月報
 - (6) 実施修繕一覧表
 - (7) プラント各月報（データロガー）
 - (8) 処理薬品使用量記録
 - (9) 消耗品等物品購入実績一覧表
 - (10) 産業廃棄物管理票等（有価物売却実績を含む）
 - (11) 修繕実績（費用と、受託者が第三者に発注する場合は発注先の記載は必須）
 - (12) その他必要なもの

- 2 年間業務報告書
 - (1) 電力年報
 - (2) 運転時間年報
 - (3) 水処理年報
 - (4) 汚泥処理年報
 - (5) 場外管理年報
 - (6) 水質試験年報
 - (7) 消化ガス発電年報
 - (8) 運転管理年報
 - (9) 施設機能確認書
 - (10) その他必要なもの

別紙 14 (業務委託料の支払 第 31 条関係)

支払い月額の算定方法

1 支払い月額

支払い月額は、以下に定める固定費業務、変動費 A 業務、変動費 X 業務、変動費 B 業務、変動費 C 業務、修繕等業務の支払い月額の合計額（消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額）とする。

(1) 固定業務の支払い月額（消費税込）

固定費業務	合 計	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度
4月											
5月											
6月											
7月											
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
1月											
2月											
3月(精算)											
支払い額計											

※ 4月から2月までの支払い月額計算方法

(別紙3の固定費業務) × (1/12) (1,000円未満切り捨て) × 1.10

※ 3月の支払い月額計算方法

(別紙3の固定費業務 × 1.10) - (4月から2月までの支払い済み額合計)

(2) 変動費A業務の支払い月額（消費税込）

4月から2月までの支払い月額計算方法

（別紙3の変動費A業務 ÷ 年間予定放流量）

×（各月の放流量実績）（1,000円未満切り捨て）×1.10

3月の支払い月額計算方法

（別紙3の変動費A業務×1.10）－（4月から2月までの支払い済み額合計）

※参考：年間予定放流量

	合 計	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度
予定放流量(千 m ³)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(3) 変動費X業務の支払い月額（消費税込）

4月から2月までの支払い月額計算方法

（別紙3の変動費X業務 ÷ 年間予定放流量）×（各月の放流量実績）（1,000円未満切り捨て）×1.10

3月の支払い月額計算方法

（別紙3の変動費A業務×1.10）－（4月から2月までの支払い済み額合計）

※参考：年間予定放流量

	合 計	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年度
予定放流量(千 m ³)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(4) 変動費B業務の支払い月額（消費税込）

4月から2月までの支払い月額計算方法

（別紙3の変動費B業務 ÷ 年間発電可能時間）

×（各月の発電時間実績）（1,000円未満切り捨て）×1.10

3月の支払い月額計算方法

（別紙3の変動費B業務×1.10）－（4月から2月までの支払い済み額合計）

(5) 修繕等業務の支払い額（消費税込）

1) 修繕等業務の支払い額

年度当初（4月第2週以降）の支払い額

年間修繕予定概算額のうち、計画修繕業務に必要な額

以降の支払い月額

年間修繕予定概算額から、計画修繕業務に必要な額を差し引いた残額（月割り）

2) 支払い額の見直し

委託者は、修繕計画の進捗と施設健全度の状況を踏まえ、必要に応じて年間修繕予定概算額の見直しを行う。

2 変動費の算定に係る放流量及び発電機稼働時間の決定方法

(1) 放流量

1) 適用する測定器及び指示値

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場塩素接触タンクに設置した堰式流量計とし、中央監視設備帳票データの記録値とする。

なお、放流量は1,000 m³を単位とし、1,000 m³未満は切捨てとする。

流量計仕様

型式	堰式流量計 電波レベル計 MRG-10A-5TH6（東京計器）
堰幅	2,000mm
計測流量	0~2,400 m ³ /h
製造者	富士電機(株)

2) 指示値異常時の措置

流量計の故障等により流量が把握できない場合は、次のとおり流量を算定する。

ア 欠測時間が4時間以内の場合

欠測時間前の1時間流量を、欠測発生時刻の流量とする。

イ 欠測時間が4時間を超え1日以内の場合

欠測日前後の1日流量の平均を、欠測発生日の流量とする。

ウ 欠測時間が1日を超え15日以内の場合

欠測発生日の正常な日の1日流量の平均を、欠測発生日の流量とする。

エ 欠測時間が15日を超える場合

委託者及び受託者の協議による。

(2) 発電機稼働時間

ヤンマーエネルギーシステム株式会社東京支社の遠隔監視システムで積算している運転時間とする。

(3) 場内除雪時間

1) 貸与するホイールローダーの実作業時間（補助作業等を含む）とする。

2) 積雪状況により排雪等臨時に行う業務が必要となった場合には、修繕業務で別途行う。

別紙 15 (責任範囲 第 35 条関係)

受託者及び委託者の責任範囲 (リスク分担)

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	契約締結リスク	委託者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受託者の委託範囲において、運営段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題 (周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)		○
		上記以外のもの	○	
委託業務中止・延期に関するリスク		委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の債務不履行によるもの	○		
	受託者の業務放棄、破綻によるもの		○	
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	
不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○		
運転・維持管理 (処理場)	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増減	○	
		下水の水質、汚泥含水率 変動リスク	流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加	○
	臨時修繕費の増大リスク	上記以外の経費の増加		○
		受託者の責めによる補修費の増大		○
	施設損傷リスク	上記以外によるもの	○	
施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	

運 転 ・ 維 持 管 理 (管 路)		委託者の責めにより施設が損傷した場合	○	
		上記以外のもの	○	○
	臨時修繕費の増大リスク	受託者の責めによる補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	委託者が事前に行った点検・調査に不備があった場合	○	
		受託者が点検・調査する前に損傷があった場合	○	
		受託者の点検・調査後に損傷があった場合	○	○

上記以外については、双方協議して定める。

別紙 16（保険等への加入 第 46 条関係）

第三者賠償責任保険の加入

受託者は、自らの費用でこの契約の履行期間中、以下の補償限度額を条件とする第三者賠償責任保険の付保を行う。

- ・対人賠償：1 人 1 億円以上、1 事故当たり 1 0 億円以上
- ・対物賠償：1 事故当たり 1 億円以上

別紙 17（統括管理責任者及び各総括責任者の要件 第3条、第4条関係）

職 種	基 準
統括管理責任者	業務全体の最高責任者で、次の要件を全て満たす者 1 下水道法第22条第2項に該当する者 2 日最大処理水量が4万m ³ 以上の能力を持つ水処理施設において、標準活性汚泥法又は生物脱窒法（以下「標準活性汚泥法等」という。）による運転管理経験を5年以上有する者 3 標準活性汚泥法等の運転管理業務の統括責任者又は副統括責任者に相当する職種の経験を2年以上有する者 4 標準活性汚泥法等の運転管理業務を含む包括管理業務の統括管理責任者の経験を2年以上有する者
処理場・場外施設 総括責任者	処理場・場外施設に関する業務の責任者で、次の要件を全て満たす者 1 下水道法第22条第2に該当する者 2 標準活性汚泥法等による運転管理経験を5年以上有する者
管路施設 総括責任者	管路施設に関する業務の責任者で、次の要件のいずれかを満たす者 1 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者 2 （公財）日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者 3 下水道法施行令第15条に定める要件のうち、「排水施設に係る監督管理等」を行わせる場合の要件のいずれかに該当する者

別紙 18（賃金水準・物価等の変動に伴う業務委託料の変更 第 32 条関係）

1 物価及び賃金の変動（電気料金及び修繕等業務費を除く）

委託者又は受託者は、各年度の 4 月の物価及び賃金（以下、「物価等」という）の指数が、前回の改定時と比較して 1.5 パーセントを超えて増減した場合は、増減部分につき、当該年度の当該項目の業務委託料の額の変更を請求することができる。

業務委託料の額の変更を行う場合は、委託者と受託者が協議して調整額を定め、当該年度 3 月分の業務委託料において調整する。

賃金等の指数は、下表のものを用いる。なお、基準となる物価等の指数は、令和 8 年度〇月のものとする。

項目	改定に係る物価等指数
人件費	長野県公共工事設計労務単価表における 電工労務単価
薬品費	日本銀行 国内企業物価指数 (消費税を除く) (無機化学工業製品)
保守点検費	日本銀行 国内企業物価指数 (消費税を除く) (はん用機器)
その他	日本銀行 国内企業物価指数 (消費税を除く) (総平均)

別紙 19 電力価格の変動に伴う業務委託料の変更

電力価格の変動

1 電気料金の変動

中部電力ミライズ株式会社（以下「電力会社」という。）の電気供給条件等が改定された場合かつ、電気供給条件等における「高圧電力(500kW以上)第1種プランB」の「基本料金」の改定率（＝改定後の基本料金／改定前の基本料金）又は「電力量料金単価(1kWhつき)」の改定率（＝改定後の電力量料金／改定前の電力量料金）が1.5パーセントを超えて増減した場合には、委託者又は受託者の申し入れにより、当該改定が行われた日を基準として、当該日以降の電気料金に係る業務委託料を変更するものとする。

なお、業務委託料の変更額は、受託者が需給契約した電力会社が定める電気供給条件等における「基本料金」の改定率（＝改定後の基本料金／改定前の基本料金）と「電力量料金単価(1kWhつき)」の改定率（＝改定後の電力量料金／改定前の電力量料金）により委託者が算出する。

受託者は、需給契約の締結に先立ち、委託者の承諾を得ること。また、契約締結後、需給契約書の写し及び電気料金の構成や単価等を明示した契約要綱又は約款等を、速やかに提出するものとする。

2 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の精算

委託者又は受託者は、電力会社が定める燃料費調整制度に基づく発電費用等により変動する単価(以下「燃料費調整単価」という。)及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき経済産業大臣が定める単価(以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」)に改定があった場合は、以下に示す方法で業務委託料の額を変更できるものとする。

当該年度の受託者が需給契約した小売電気事業者等が定める燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価による算出金額(I)と基準調整単価(G)を元にした当該年度の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価による算出金額(J)を比較した時の差分を、当該年度の電気料金の変動に係る業務委託料の額として変更を請求することができる。

なお、電気料金の変動に係る業務委託料の増減額は、当該年度3月(最終契約年度のみ12月)分の業務委託料において調整するものとする。

$$I = (F4 \times H4) + (F5 \times H5) + \dots + (F2 \times H2) + (F3 \times H3)$$

$$J = G \times (H4 + H5 + \dots + H2 + H3)$$

Ft: 当該年度t月の受託者が需給契約した小売電気事業者等が定める燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

Ht: 当該年度t月の電気使用量(想定使用量・実使用量など)

G: 基準調整単価 = X.XX 円/kWh + Y.YY 円/kWh = Z.ZZ 円/kWh

令和X年X月の燃料費調整単価: X.XX 円/kWh

令和X年の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価: Y.YY 円/kWh

また、受託者は燃料調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の改定があった場合には、当該単価等が明示された電力会社の通知等の写しを提出しなければならない。

なお、受託者が賦課金減免制度による減免認定を受けた場合は、認定書の写しを委託者に提出し、減免措置の適用をうけた日以降の電気料金の業務委託料の変更において再生可能エネルギー発電促進賦課金単価による算出金額に減免率を乗じるものとする。